

○ 電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別紙3 無線従事者関係審査基準		別紙3 無線従事者関係審査基準	
1 (略)		1 (略)	
2 無線従事者養成課程		2 無線従事者養成課程	
別表2-(1)		別表2-(1)	
(略)		(略)	
別表2-(2) (2の(12)関係)		別表2-(2) (2の(12)関係)	
講師の資格要件		講師の資格要件	
第1 第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空無線通信士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士及び国内電信級陸上特殊無線技士の資格の養成課程の場合		第1 第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空無線通信士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士及び国内電信級陸上特殊無線技士の資格の養成課程の場合	
授業科目	従事者規則別表第7号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者	授業科目	従事者規則別表第7号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
1 無線工学又は法規	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは大学又はこれらに準ずる学校等の電気通信に関する科目を担当する教員として、認定申請前5年以内に通算して3年以上従事した経歴を有する者 <u>(2) (1)に該当する者として養成課程の講師を務めた経歴を有する者であって、認定申請前3箇月</u>	1 無線工学又は法規	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは大学又はこれらに準ずる学校等の電気通信に関する科目を担当する教員として、認定申請前5年以内に通算して3年以上従事した経歴を有する者

	<p><u>以内に養成課程（アマチュア無線技士に係るものを除く。）の講師を務めた経歴を有する者</u></p> <p>(3) 第二級総合無線通信士の資格を有する者であって、無線通信に関する業務に3年以上従事した経歴を有する者（第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空無線通信士、航空特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士又は第三級陸上特殊無線技士の無線工学の科目に限る。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>		<p>(2) 第二級総合無線通信士の資格を有する者であって、無線通信に関する業務に3年以上従事した経歴を有する者（第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空無線通信士、航空特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士又は第三級陸上特殊無線技士の無線工学の科目に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>
2 電気通信術	<u>1の(1)、(2)又は(6)に該当する者</u>	2 電気通信術	<u>1の(1)又は(5)に該当する者</u>
3 英語	<p>(1) 1の(1)の学校等の英語の科目を担当する教員として、認定申請前5年以内に通算して3年以上従事した経歴を有する者</p> <p>(2) <u>(1)に該当する者として養成課程の講師を務めた経歴を有する者であって、認定申請前3箇月以内に養成課程の講師を務めた経歴を有する者</u></p> <p>(3) 英会話の能力並びに無線従事者に要求される知識及び技能を十分有していると認められる者であって、無線通信に関する業務に3年以上</p>	3 英語	<p>(1) 1の(1)の学校等の英語の科目を担当する教員として、認定申請前5年以内に通算して3年以上従事した経歴を有する者</p> <p>(2) 英会話の能力並びに無線従事者に要求される知識及び技能を十分有していると認められる者であって、無線通信に関する業務に3年以上</p>

(航空無線通信士の資格の養成課程にあつては5年以上) 従事した経歴を有する者

(航空無線通信士の資格の養成課程にあつては5年以上) 従事した経歴を有する者

第2 第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格の養成課程の場合

第2 第三級アマチュア無線技士及び第四級アマチュア無線技士の資格の養成課程の場合

授業科目	従事者規則別表第7号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
無線工学又は法規	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは大学又はこれらに準ずる学校等の電気通信に関する科目を担当する教員として、認定申請前5年以内に通算して3年以上従事した経歴を有する者</p> <p>(2) (1)に該当する者として養成課程の講師を務めた経歴を有する者であつて、認定申請前3箇月以内に養成課程（アマチュア無線技士に係るものに限る。）の講師を務めた経歴を有する者</p> <p>(3) 第二級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の操作範囲に属する操作を行うことができる資格を有する者であつて、当該資格によりアマチュア無線業務に3年以上従事した経歴を有する者</p> <p>(4) (略)</p>

授業科目	従事者規則別表第7号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者
無線工学又は法規	<p>(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、高等専門学校若しくは大学又はこれらに準ずる学校等の電気通信に関する科目を担当する教員として、認定申請前5年以内に通算して3年以上従事した経歴を有する者</p> <p>(2) 第二級アマチュア無線技士又は第二級アマチュア無線技士の操作範囲に属する操作を行うことができる資格を有する者であつて、当該資格によりアマチュア無線業務に3年以上従事した経歴を有する者</p> <p>(3) (略)</p>